**第1４回みのかも市民まつり売店出店者募集要項**

|  |  |
| --- | --- |
| １．趣旨 | 美濃加茂市の商工業及び農林業の活性化と市民の癒しと憩いを目的として、みのかも市民まつり（以下「まつり」という。）を開催するにあたり、売店を出店される方の募集を行います。 |
| ２．設置場所 | 売店の設置場所は、ぎふ清流里山公園駐車場内でみのかも市民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が定めた場所とします。 |
| ３．開設日時 | 令和７年１１月　８日（土）午前９時から午後3時まで〃　　〃　　９日（日）午前９時から午後３時まで |
| ４．出店数、出店位置及び規模 | 出店数は、会場の事情に応じて実行委員会で決定します。出店位置は、実行委員会において決定します。　売店規模は、1申請者につき１ブースとします。１ブース＝間口１.５間（2.7ｍ）×奥行２間（3.6ｍ）とする。（２間×３間のテントを中央で屋根まで仕切る） |
| ５．貸出備品等 | (1) 実行委員会は、１ブースにつきテント使用料１０，０００円を徴収します。　　※令和４年４月１日以降に開業した事業所についてはテント使用料を５０％減免します(2) 実行委員会は、１ブースあたり次の備品をそれぞれの条件で貸し出します。　・長机[180cm×45cm]　４台まで（１台：１，０００円）　・電源　（２口コンセント（１５００W）１個につき：１，０００円）・パイプ椅子　（１脚：３００円）(3) 出店される方は、上記金額を実行委員会が発行する請求書により、指示された期日までに指定口座へ振り込んでください。なお、口座振込に係る振込手数料は出店される方の負担とします。 |
| ６．経費の負担 | 出店に要する経費は出店される方の負担とします。※なお、天候等により急きょ中止となる場合がございます。その場合の補償は行いませんので、あらかじめご了承ください。 |
| ７．出店者の選定基準 | 次の各号に掲げる事項を基準として実行委員会において審査し、適当と認められる方を選定します。(1) 商工業者については、美濃加茂商工会議所の会員であり、かつ美濃加茂市内（以下「市内」という。）に拠点を有し、そこで日常的に事業を営んでいること。(2) 農業者については、めぐみの農業協同組合の会員であり、かつ市内に拠点を有し、そこで日常的に事業を営んでいること。(3) 商工業者及び農業者以外については、市内で継続して１年以上の活動実績を持ち、かつ共催団体である美濃加茂商工会議所、めぐみの農業協同組合、ぎふ清流里山公園、美濃加茂市役所のいずれかの団体を通して申請された方(4) 公的機関及び公的機関が認めた団体、福祉関係団体、社会奉仕団体(5) 食品衛生関係法令により、許可又は登録を必要とする営業にあっては、当該許可又は登録を受けていること。(6) 食品を取り扱う出店者にあっては、食品（生産物）賠償責任保険等に加入していること。(7) その他実行委員会が特に必要と認めた方 |
| ８．出店申請及び変更届 | (1) 出店を申請される方は、令和７年８月２９日（金）までに次の書類を実行委員会に提出してください（③④⑤⑥⑧は１０月初旬の出店者説明会の時に提出でも可）。①出店申請書（様式１）、②誓約書（様式６）、③食品営業許可証の写し、④食品（生産物）賠償責任保険等の写し、⑤酒類販売に必要な許可証の写し、⑥イベント等への出店個票、⑦PRコメント(希望者のみ園内イベントなどのお知らせアナウンスを実施)、⑧開業届の写し等（令和４年４月１日以降の開業で、テント使用料の減免を希望される方のみ）※③④⑥は食品類の販売をする方のみ　　※⑦⑧は希望される方のみ※食品を販売する場合は、説明会後、保健所に臨時営業許可申請が必要です(2) 出店申請は、１申請者につき１ブースとします。(3) 出店は原則、まつり開催の２日間参加できる団体を対象とします。(4) 申請書提出後、内容に変更が生じた場合は、変更届（様式４）を提出してください。 |
| ９.申請窓口 | 出店を申請される方は、次の区分に応じてそれぞれの窓口へ申請してください。(1) 商工業者の方は、美濃加茂商工会議所(2) 農業者の方は、めぐみの農業協同組合(3) 上記以外の方は、美濃加茂市商工観光課 |
| 10.販売制限等 | (1) フリーマーケットやバザーの出店は認めません。(2) 商工業者及び農業者の方が販売できる商品等は、日常取り扱っているものに限ります。ただし、新商品の紹介を兼ねた販売は認めます。(3) (2)以外の方は、日頃の活動内容のＰＲに合わせた物品等の販売に限ります。(4) 酒類の販売を可とする。 |
| 11.出店許可証の交付 | 実行委員会は、出店申請書の内容を審査し、適正であると認めた方に「出店許可証」を交付しますので、まつり当日「出店許可証」をブース内に掲示してください。 |
| 12.売店責任者 | (1) 出店される方は、当該従業員の中から売店責任者を定めて常駐させ、当該売店の管理運営にあたらせてください。(2) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう、従業員の指導に努めてください。 |
| 13.売上報告 | 　出店される方は、開設期間中の売り上げを集計し、売り上げ報告書（様式５）をまつり終了後３日以内に実行委員会へ提出してください。 |
| 14.出店準備及び後片付け | (1) 出店準備は、まつり当日の午前７時３０分から午前８時３０分までに行ってください。※会場の近くに宿泊施設があるため、上記時間は厳守してください。(2) 後片付けは、まつり最終日の午後３時１５分から始め、その日のうちに完了し、現状に復してください。(3) 後片付けは、場内に残る来場者に十分注意して行ってください。(4) 紛失物・忘れ物等について、令和８年２月２８日時点で申し出がなかった場合、事務局で処分します。 |
| 15.禁止事項 | 出店される方（従業員を含む）は、次に揚げる行為を禁止します。(1) 出店される方の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。(2) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売すること。(3) 拡声器及び音響器具類を使用すること。(4) 申請されていない火気を使用すること。(5) その他まつり運営に支障があるような行為をすること。 |
| 16.遵守事項 | 出店される方（従業員を含む）は、次の事項を遵守してください。(1) 「事業所名」「氏名」の書かれた名札を見える位置に身に着けること。(2) 食品衛生関係法令により保健所の営業許可を取得する必要のある営業を行うものについては「営業許可証」をブース内の見やすい位置に掲示すること。(3) 食品を取り扱う場合は、販売等が衛生的に行われるように努めること。(4) 売店及びその周辺の清掃は出店される方の責任のもとに行い、**ブース内で発生したごみは各自で持ち帰り処分**し、常に環境美化に努めること。(5) 運営中、会場を汚した際は、必ず掃除をすること(6) ブース間が近いため、周囲のブースへの配慮をすること(7) 食品衛生その他の関係法令上の規定を遵守すること。(8) 実行委員会が開催する説明会及びセミナー等に参加すること。(9) その他まつりの運営に関し実行委員会の指示に従うこと。 |
| 17.事故等の処理 | 出店される方は、次のような場合には直ちに関係機関及び実行委員会に連絡するとともに、その指示に従い処理してください。1. 火災及び盗難が発生したとき。
2. 不審者若しくは不審物を発見したとき。
3. その他事故が発生したとき。
 |
| 18.出店の拒否及び出店許可の解除 | 　以下の項目に該当する方は、出店を申請することができません。また、申請後、あるいは出店許可後に以下の項目に該当することが判明した場合、実行委員会は、何ら催告も要することなく出店を取り消すことができるものとします。(1) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱別表の措置要件に該当する場合(2) 政党その他政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの(3) 宗教団体による布教活動等を目的とするもの(4) 関係法令等に違反したとき(5) 備品使用料を指定された期日までに納付しなかったとき(6) その他実行委員会が不適当と認めたとき |
| 19.関係機関への意見聴取 | 　出店者選定の際、実行委員会は、出店を申請される方、又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとします。 |
| 20.損害賠償 | 　出店される方（従業員を含む）は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。 |
| 2１.出店禁止 | 　誓約書及びこの要項に違反した方は、今後まつりへの出店を禁止します。 |
| 2２.中止条件 | 以下の場合は開催を中止する。１．県営公園臨時閉園基準に達したとき・美濃加茂市において、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報が発表された場合・美濃加茂市において、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報が発令された場合・美濃加茂市において、12時間以内に「台風の暴風域に入る確率60％以上」と発表された場合・美濃加茂市山之上地区において、避難指示が発令された場合・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合・局地的豪雨等における閉園基準を満たす場合・可茂土木事務所長の判断により臨時閉園を実施する場合(1)園内または隣接地で災害（火災含む）が発生した場合(2)その他所管土木事務所長が臨時閉園する必要があると認めた場合（例：管内での震度４以上の地震、大雪等による閉園、岐阜県災害対策支部の設置、危害を及ぼす鳥獣等）２．風速が10m/s以上の場合３．その他実行委員会が開催を中止する必要があると判断した場合 |